

1 計画策定の背景

- ・改正児童福祉法（平成27年4月施行）では学童保育の対象が「小学校に就学しているこども」に拡充されている。
→本市では保育場所・指導員確保に課題があり、小学3年生までの受入れに限定している。
- ・近年、共働き世帯が増加し、就労形態も多様化している。
- ・保護者からは、4年生以上の受入れニーズが高く、大阪府内では多くの自治体が既に受入れ学年を拡充している。

 高学年の児童についても放課後の安全・安心な居場所の確保が課題となっている。

2 主な課題

- ・**教室の確保**：小学校における35人学級の推進や支援教室の増加等により、借用が非常に困難となっている。
- ・**指導員の人材確保**：任期付短時間勤務職員の恒常的な欠員状態が続き、指導員の確保が難化している。
- ・**環境整備**：現在の設備・備品や活動プログラムは低学年中心であり、高学年向けの環境整備や指導員のスキル向上が求められる。

3 拡充する学年の検討結果

6年生までのニーズは高いものの、教室・指導員確保の課題や府内の実施状況等を総合的に考慮し、
当面の間、『小学4年生まで』の受入れが最も実現可能性が高いと判断した。

4 基本方針

4つの方針を基本とし、拡充を進める。

- ① 保育の質を確保しながら4年生までの受入れを段階的に拡充する。
- ② モデル実施により課題を検証し、市内全域への展開につなげる。
- ③ 受け皿確保及び人材確保の状況を踏まえた持続可能な運営体制を構築する。
- ④ より保育を必要とする児童の入室機会を優先的に確保する。

5 実施方策

(1) モデル実施による4年生までの受入れの段階的な拡充(関連方針: ①②)

- ・令和9年度から5校【郡山・福井・庄栄・大池・春日】でモデル実施を行い、4年生の利用実態や必要な保育環境、人員配置等の課題を検証し、段階的に市内全域への展開をめざす。

(2) 受け皿の確保状況を踏まえた受入れ学年の拡充(関連方針: ③)

- ・教室や指導員の確保状況により、4年生までの受入れが可能と見込まれる学童保育室から順次、拡充を実施する。
- ・4年生までの受入れが現状では困難な学童保育室においては、まずは1～3年生の受け皿を確保し、4年生の受入れが可能と判断される状況になってから受入れを開始する。

(3) 高学年児童の受入れに向けた環境整備(関連方針: ①)

- ・児童の意見を聴きながら、発達段階・興味関心に合った活動プログラムや備品の整備に努める。
- ・個別対応への備えや授業終了時間に応じた生活スケジュール見直し等を検討する。
- ・高学年の育成支援に必要な知識やスキルを習得するための研修等の機会を充実する。

(4) 低学年や配慮を要する児童の優先的な入室(関連方針: ④)

- ・待機時は4年生より1～3年生及び支援学級・特別支援学校の在籍児童を優先する。
- ・低学年児童の入室機会を確保するため、4年生の受入れは、3年生から継続利用している児童に限定する。

6 スケジュール

令和8年7月～	モデル実施に向けた事前準備（受入れ環境の検討及び整備等）
令和9年4月～	モデル実施（郡山、福井、庄栄、大池、春日学童保育室）
令和9年9月～令和11年3月	課題整理・検討
令和10年7月～	本格実施に向けた事前準備（受入れ環境の整備等）
令和11年度以降	実施可能な学童保育室において、順次、本格実施